

「おいしい！KANSAI 応援企業」紹介ページの作成及び社員食堂での
イベント実施業務委託に係るプロポーザル公募要領

1 委託業務名

「おいしい！KANSAI 応援企業」紹介ページの作成及び社員食堂でのイベント実施業務

2 委託業務の趣旨・目的

「おいしい！KANSAI 応援企業」登録制度実施要領に基づき登録された企業に関する情報を全国に広く発信するため、関西広域連合広域産業振興局農林水産部ホームページ（以下「広域連合ホームページ」という。）掲載用に登録企業の社員食堂の紹介をはじめ、CSR 活動、社風、社員の声などを取材形式で紹介するページ（データ）を作成する。

また、登録企業と構成府縣市（出展者）のマッチングを行い、社員食堂での広域連合内産食材のメニューインやPR イベントを実施し、エリア内農林水産物の消費拡大を図る。

（広域連合エリア・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

3 委託業務の内容

「おいしい！KANSAI 応援企業」紹介ページの作成及び社員食堂でのイベント実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書は、本業務の内容について基本的な内容を示したものであり、委託候補者の確定後、企画提案書の内容を反映した仕様書を作成し、契約する予定である。

4 委託期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）（予定）

5 委託限度額

令和 8 年度 3,425,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(2) 関西広域連合の構成団体（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市。以下「構成団体」という。）から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(3) 構成団体の地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（公募型プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 入札に参加する個人から関西広域連合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
 - キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- (7) 過去 5 年間に、企業等への取材や WEB ページの作成業務、食材 PR イベントに関する業務（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）を完成した実績を有すること。
- (8) (7)のほか、仕様書に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。
- (9) 参加申込書を提出した者であること。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質問受付

(1) 公募要領等に関する質問受付

- ア 提出方法 持参のほか郵送、FAX又は電子メールにより「15 担当部署(事務局)」あて提出すること（受付期間内必着）。口答による質問は受け付けない。持参以外の方法で提出した場合は、提出先に電話にて受領確認を行うこと。
なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の参加者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。
- イ 受付期限 令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 5 時 45 分まで。
※持参による場合は、土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 45 分まで（午後 0 時～午後 1 時の間を除く）
- ウ 提出書類 質問票（様式 3）
- エ 回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 4 月 14 日（火）までに参加申込提出者全員（参加資格を有しない者を除く。）に対し電子メールにより回答する。

9 参加申込

(1) 参加申込書等の提出

- ア 提出方法 郵送（書留）又は持参により「15 担当部署(事務局)」あて提出すること（提出期限内必着）。
持参以外の方法で提出した場合は、提出先に電話にて受領確認を行うこと。
- イ 提出期限 令和 8 年 4 月 14 日（火）午後 5 時 45 分まで。
※持参による場合は、土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 45 分まで（午後 0 時～午後 1 時の間を除く）
- ウ 提出書類 ① 参加申込書（様式 1 号）

② 会社概要（様式 2 号）

エ 提出部数 各 1 部

(2) 参加の辞退

参加申込後、辞退する場合は、参加辞退届（様式 7 号）を「15 担当部署(事務局)」あて提出すること。

10 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 郵送(書留)又は持参により「15 担当部署(事務局)」あて提出すること(提出期限内必着)。

持参以外の方法で提出した場合は、提出先に電話にて受領確認を行うこと。

イ 提出期限 令和 8 年 4 月 21 日(火) 午後 5 時 45 分まで。

※持参による場合は、土日祝日を除く午前 9 時～午後 5 時 45 分まで(午後 0 時から午後 1 時までを除く)。

ウ 提出書類 ① 企画提案提出書(様式 4 号)

② 企画提案書(様式 5 号)

③ 委託費見積書(任意様式)

④ 業務実績(様式 6 号)

エ 提出部数 ①は 1 部 ②～④は各 10 部

オ その他 提出書類は非公開とする。

(2) 参加の辞退

参加申込書の提出者(参加資格を有しない者を除く。)が企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届(様式 7 号)を「15 担当部署(事務局)」あて提出すること。

なお、参加を辞退した場合でも、他の案件での入札等には一切影響はしない。

(3) その他

ア ③委託費見積書の作成にあたっては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 相当する額を加算した額を見積書に記載すること。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

イ ③委託費見積書については、提案内容に基づき、委託業務を発注した場合の見積額合計、その積算内訳を記載すること。積算内訳については、仕様書に定められた委託業務の内容の項目ごとに必要経費を明記すること。

③委託費見積書については、業務委託料の積算の際の参考として用いることとする。

11 選定方法

(1) 選考方法

関西広域連合が別に定める委員により組織された「関西広域連合農林水産部における地産地消及び都市農村交流事業の業務委託に係る公募型プロポーザル審査会」(以下「審査会」という。)において、審査を行い、委託候補者を選定する。

(2) 審査会の実施

ア 日 時 令和 8 年 5 月 13 日(水) (予定)

イ 場 所 和歌山県庁東別館 6 階 会議室 6-A (予定)

※日時・場所については、参加者に別途通知する。

ウ 出席者 最大で 3 名までとする。

エ プレゼンテーションの所要時間(1 提案者当たり)

プレゼンテーション 20 分以内

審査員からの質疑 10 分程度

オ その他

- ・プレゼンテーションでは、企画提案書として提出した資料に記載されていない内容を提案することは禁止する。ただし、パワーポイント等で補足説明することは可能とする。説明に PC、プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事務局が用意するので、事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に 10 分以上遅れた場合は、審査対象としない。
- ・指定時間に遅刻（10 分未満）した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。

(3) 審査項目及び評価内容

審査項目	評価内容	評価点配分
1) 提案内容の具体性・実現性	・仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案がされているか。 ・提案内容に対する実施方法が具体的で、実現性があるか。	60
2) 業務実施者としての適格性	・業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を迅速に遂行することができるか。 ・適正な業務スケジュールが示されているか。 ・本業務と同種・同類の業務実績があるかどうか。	20
3) 提案内容に対する経済性	・提案内容に対する委託費は妥当か。	20
合計		100

(4) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出された書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査を行い、審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。ただし、最高点の提案者の評価点が、100 点満点中 60 点未満の場合は不採択とする。

最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

参加者が 1 者のみの場合、審査結果において基準点（6 割）を満たすときは、当該参加者を委託候補者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

(5) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、審査会が終了し委託候補者が決定した後に、速やかに該当する参加者に対し書面にて通知するとともに、関西広域連合ホームページにて委託候補者の名称を公表する。

12 委託契約

(1) 契約手続き

審査会で選定された委託候補者と条件等を協議のうえ、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。

なお、委託候補者との協議が不調となった場合、委託候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議を行うこととする。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、関西広域連合との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約保証金

関西広域連合財務規則（平成 22 年規則第 13 号）第 99 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付すること。ただし、利子は付さない。

なお、同規則第 99 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。

(3) 契約変更

原則、契約変更は行わない。

ただし、やむを得ない事情により業務内容の変更等が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ契約を変更することがある。

(4) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

13 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託の禁止

再委託は原則として禁止する。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、関西広域連合広域産業振興局農林水産部に対し書面により申請し、承諾を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

(2) 個人情報の保護

委託業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い適切に扱うこととし、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行に際して知り得た秘密を、第三者もしくは本業務に携わる人員以外の者に開示・公表することや、自己の利益のために他の目的に利用することはできない。また、当業務に関する秘密保持は、委託業務終了後も同様にその効力を有する。

14 その他

(1) 使用言語等

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 失格事由

以下のいずれかの行為があった場合は、失格となる。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

②他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合

③委託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

④参加申込書類及び企画提案書類に虚偽の記載をした場合

⑤その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 無効事由

以下のいずれかの事由に該当する場合は、無効となる。

①参加申込書等及び企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

②指定する作成様式及び仕様書等に示された条件に適合しない場合

③記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

④記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

⑤5の提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。本プロポーサルへの参加は1者につき1提案に限る。

(5) 提出書類変更の禁止

9及び10の提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない。

ただし、関西広域連合から指示があった場合を除く。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 複製

提出書類は、選考に際し、選考を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(8) 無断使用の禁止

提出書類は、本プロポーザルにおける委託候補者の選定及び業務内容の特定以外の目的では使用しない。ただし、公文書の公開請求があった場合は、関西広域連合情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(9) 著作権・特許権等

企画提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

(10) 費用負担

本プロポーザル参加に係る一切の費用（参加申込書等及び企画提案書等の作成・提出並びに審査会への参加に必要な経費）は、全て参加者の負担とする。

(11) その他

参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領等の記載内容に同意したものとする。

参加申込書等及び企画提案書等を提出した後、関西広域連合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

15 担当部署（事務局）

関西広域連合広域産業振興局農林水産部農政課 担当：石川、速水

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1 和歌山県農林水産部果樹園芸課内

電話：(073)441-2900 FAX：(073)441-2909

E-mail：e0703001@pref.wakayama.lg.jp